

第1章 外国人がかかわる相続の基礎知識

第1 外国人と相続

Q1 外国人は相続できるか……………2

Q 日本国内に居住する者から相続の相談を受けました。相続人の中に、外国籍を有し、同国に居住する者Aがいるようです。Aは、相続することができるのでしょうか。

Q2 被相続人が外国人であるときに、どのようにして法律を適用していくのか……………4

Q 日本に居住する外国人が亡くなり、日本に所有する不動産につき相続が発生しました。どのようにして法律を適用していくのでしょうか。

Q3 国によって相続準拠法の決定方法が異なるのか……………7

Q 日本の本国法主義（通則法36条）とは異なる相続の準拠法の決定方法があると聞き及びましたが、どのような決定方法でしょうか。

Q4 国によって相続の仕方が異なるのか……………9

Q 国によっては、借金は相続しないと聞きましたが、本当でしょうか。

第2 国籍・適用法令

Q5 被相続人の国籍（地域）はどのように判断するのか……………11

Q 依頼者であるA男の母B女は、昭和3年に日本で生まれ、終戦の年に来日した朝鮮人のC男と昭和24年に結婚し、昭和26年に両者の間でAが生まれました。平和条約の発効によって日本国籍を喪失したBは、国籍を朝鮮とする特別永住者として外国人登録をし、昭和50年にCが死亡した後も、Aを育て日本で

暮らしてきましたが、昨年亡くなりました。母B名義の不動産の相続手続をするために、父Cの韓国の除籍謄本を取得したところ、Cは来日する前に朝鮮人D女と結婚しており（すなわち重婚であり）、Bは韓国の戸籍に登録されていないことが判明しました。こうした場合には、どうすればよいのでしょうか。

Q 6 二重国籍.....16

- Q ①被相続人がドイツとフランスの国籍を有する場合にはどこの国のどの法律を適用すべきでしょうか。
- ②仮に、日本とアメリカの国籍を有する場合はどうなりますか。

Q 7 無国籍.....20

- Q ①被相続人がどこの国の国籍も有しない場合は、どこの国の法律を適用すべきでしょうか。
- ②被相続人が難民であった場合はどうなるでしょうか。

Q 8 場所的不統一法国.....23

- Q 場所的不統一法国とは何ですか。

Q 9 人的不統一法国.....24

- Q 人的不統一法国とは何ですか。

Q 10 反致27

- Q 反致とは何ですか。種類はあるのでしょうか。

Q 11 通則法36条の適用範囲30

- Q 日本在住のタイ国籍の女性が日本人夫と共有の建物を残して死亡しました。相続登記手続を行う場合、どこの国の法律が適用されますか。

第3 相続人・相続財産

Q 12 失踪宣告.....33

- Q 私（妹）の姉は10年以上前に米国人男性と日本で結婚しましたが、婚姻後まもなくその男性は行方不明となり、その後生死不明のまま、今年姉が亡くなりました。
私は日本の家庭裁判所に亡姉の夫の失踪宣告の申立てができ

- るでしょうか。
- Q13 相続人……………37
 Q 相続人となるのはどこまででしょうか。
- Q14 相続財産①——相続財産の構成……………40
 Q 相続財産には何が入り、留意すべき点は何ですか。
- Q15 相続財産②——相続財産の移転……………42
 Q 相続不動産を相続により取得したとして、その相続人がその持分を第三者に移転したときは有効でしょうか。
- Q16 相続財産③——預貯金……………43
 Q 相続財産について、最決平成28・12・19民集70巻8号2121頁で預貯金は遺産分割の対象であると判例が変更されましたが、被相続人や相続人が外国籍のみを有する場合（以下、「外国人」といいます）の留意点はどのようなことでしょうか。
- Q17 不在外国人の財産管理方法等……………49
 Q 日本国内にある財産について、所有者が長期に所在不明または行方知れずの外国籍のみを有する人（以下、「外国人」といいます）の場合の財産管理方法と裁判管轄および準拠法の適用についての概要を明らかにしてください。
- Q18 後見人等選任の準拠法……………54
 Q 遺産分割の際に、被相続人は日本国籍を有する方で、相続人の1人に日本国籍を有しない方がいる場合（以下、「第1次相続」といいます）で認知症となっている場合の法的処理、その後に死亡された場合（以下、「第2次相続」といいます）の法的処理をする場合の手續選択はどのようなものが考えられるのでしょうか。
- Q19 帰来しない外国人の財産管理等……………57
 Q 不動産等の所有者が外国籍のみ有する人（以下、「外国人」といいます）である場合に、本国に帰国して帰来しない状況にあった場合について、当面の財産管理および終局的な法的な処理を迫られている場合の処理方法はどうすればよいのでしょうか。
- Q20 遺産分割……………63
 Q 被相続人が外国人である場合に、日本の不動産につき遺産分

割協議ができますか。

- Q21 夫婦財産制……………66
Q 夫婦財産制はどうなるのでしょうか。
- Q22 行為能力……………69
Q 行為能力に関する準拠法の決定方法について教えてください。
- Q23 法定代理……………76
Q 法定代理の成立および権利義務に関する準拠法の決定方法について教えてください。
- Q24 外国人の住所……………84
Q 外国人がかかわる相続で、住所を考慮する場面はありますか。
- Q25 ドミサイル……………86
Q ドミサイルとは何ですか。
- Q26 前提問題……………88
Q 韓国籍の被相続人が死亡し、被相続人に日本人の配偶者、日本人の養子または日本人の非嫡出子がいた場合、その配偶者等が被相続人の相続人たる地位を有するのか否かを判断するためには、相続の準拠法と同じように韓国法をそのまま適用してよいのでしょうか。
- Q27 適用問題……………91
Q 私（夫）と妻はフィリピン国籍を有し、今現在日本に住んでいます。私と妻の間には5歳になる子供がいますが、妻は2年前に子供を連れて別居し、日本人男性と生活をするようになりました。フィリピンでは離婚に類似した法定別居の制度があるのですが、日本にも同じような手続はあるのでしょうか。

第4 遺言

- Q28 遺言の方式・検認……………93
Q 遺言の執行地が日本である場合に、在外日本人または在日外国人が遺言をするときには、どう進めるべきでしょうか。

第5 涉外相続と登記添付書面

- Q 29 宣誓供述書……………98
 Q 宣誓供述書とは何ですか。
- Q 30 相続を証する書面……………101
 Q 相続を証する書面としては、どのようなものがありますか。
- Q 31 住所を証する書面……………104
 Q 住所を証する書面としては、どのようなものがありますか。
- Q 32 印鑑証明書に代わる書面……………108
 Q 印鑑証明書に代わる書面としては、どのようなものがありますか。

第6 涉外相続と税務

- Q 33 納税義務者と課税財産の範囲①……………113
 Q 被相続人である父も相続人である私も5年超日本に住所がないので、私が相続により取得した在外財産については日本の相続税はかからないと考えてよいでしょうか。
- Q 34 納税義務者と課税財産の範囲②……………125
 Q 日本の相続税の課税を回避するにはどうすればよいですか。相続税のかからない国に移住するにあたっての税務上の留意点がありますか。
- Q 35 準拠法が日本の相続税法に適用されない場面……………132
 Q 外国人が死亡し準拠法に基づいた相続手続を行いますが、日本の相続税法では、相続税の計算は準拠法の影響を受けますでしょうか。
- Q 36 準拠法が日本の相続税法に適用される場面……………139
 Q 外国人が死亡し準拠法に基づいた相続手続を行いますが、日本の相続税法で、準拠法の影響を受ける部分はないのでしょうか。

か。

第2章 国・地域ごとの相続登記の実務

第1 韓国人

Q 37 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法 ……………146

Q 先般、友人E女が来所し、「韓国人の父A男が先月死亡しました。父と母B女の間には、兄C男と姉D女、そして私という3人の子がおり、いずれも在日韓国人の特別永住者でしたが、兄は3年前に死亡してしまい、その妻で日本人のF女と18歳の子G男がいます。父の遺産のうち、父と母が住んでいたマンションを母の名義にしたいと思っているのですが、そのためには、誰と誰が合意をすればよいのでしょうか」と聞かれました。どのように答えてあげればよいのでしょうか。

Q 38 遺言に関する制度と留意点 ……………150

Q Q37のケースにおいて、友人E女の父A男に関する遺産分割協議が成立し、母B女名義へのマンションの所有権移転登記が完了した数カ月後、再度EとBが来所し、新たな相談をされました。Bの相談とは、「夫Aの相続において、分割の話合いがまとまらず嫌な思いをしたので、私の死後には、手続きが簡単に済むようにしたいと思っています。友人に、遺言書を作成したらどうかと勧められたのですが、在日韓国人の私でも日本で有効な遺言ができるのでしょうか」というものでした。どのように答えてあげればよいのでしょうか。

Q 39 相続の準拠法（韓国の場合）——特別代理人……………153

Q 先日、父（在日韓国人）が遺言も残さず、亡くなりました。なお、母はすでに他界しています。遺産分割協議をするにあたり、相続人は私および兄のほかに、兄夫婦（兄嫁はすでに死亡）の子であり、父および亡母と養子縁組を行ったA（18歳）がいます。相続人はすべて在日韓国人です。Aのために有効な遺産分割協議をするためには、特別代理人の選任手続を行うべきでしょうか。

Q 40 相続手続の流れと実務上の留意点 ……………159

Q 母親（韓国籍から日本国籍に帰化）の死亡に伴い相続登記をしたいのですが、被相続人が1985年（昭和60年）に帰化しており、出生から帰化するまでの韓国の戸籍が必要と法務局に言われました。必要なのでしょうか。

第2 北朝鮮人

Q 41 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法 ……………164

Q 本ケースの依頼者C女によると、姉のA女は、1930年生まれの外国人住民票の国籍・地域欄の記載が「朝鮮」と記載された特別永住者で、在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総聯）の民主女性同盟の支部役員をしていました。Aは、3年前に死亡しましたが、20年前に死亡した夫との間には子どもがおらず、A名義の甲土地が相続登記未了となっています。Cは三女で、姉Aとの間にもう1人の姉Bがいましたが、1960年代の在日朝鮮人の帰還事業で北朝鮮に渡航し、その後は音信が途絶えてしまいました。隣地所有者が甲土地の購入を希望しているので、Cは相続登記をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか。

Q 42 相続の準拠法——北朝鮮の場合 ……………168

Q 先日父（在日朝鮮人）が亡くなりました。相続関係図は以下のとおりで、相続人全員が在日朝鮮人です。兄は、10年以上前に北朝鮮に帰国して以来、音信不通で連絡がとれません。なお、私および兄は、日本の法律上は成年にあたります。遺産はすべて日本にありますが、遺産分割協議を有効に成立させるためにはどうしたらよいですか。

Q 43 北朝鮮人の相続証明書 ……………176

Q 日本国内に不動産を有している父の死亡により相続登記が必要になりました。父は、北朝鮮に生まれ70年「在日」でした。父の相続人は、兄と私です。父の相続に係る遺産分割協議を兄と私で行うため、父の北朝鮮籍の戸籍謄本が必要になりました。私は日本籍に帰化しています。北朝鮮であっても取り寄せることが可能なのでしょうか。

第3 中国人

Q 44 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法 ……………179

Q 先般、日本で建物を所有する中国人A男が死亡しました。A男は、本国で中国人B女と結婚をし、C女という子が生まれましたが、数年後にBと協議離婚をし、CはBが引き取りました。その後、Aは日本へ渡航、日本人D女と再婚し、自らが購入した建物で、Dとその前夫の子である日本人E女と生活を共にしていました。また、BはAと離婚後に中国人F男と再婚し、子CもFと養子縁組をしたということです。

この事例において、Dから日本にあるA名義の建物に関する相続登記を依頼された場合、どのような点に留意すればよいでしょうか。

Q 45 遺言に関する制度と留意点 ……………183

Q Q44のケースにおいて、中国人A男が、日本の公証役場で「遺産はすべてD女に相続させる」という公正証書遺言を作成していました。もし、中国に残された子C女が、母の再婚相手であるF男と養子縁組をしていなかった場合でも、公正証書遺言によってDはA所有の建物等の遺産を相続することができるでしょうか。他の相続人の遺留分は、どうなりますか。

Q 46 相続人の一部が中国の残留孤児等の場合の遺産分割協議 ……………188

Q 依頼者D男の父A男は、第2次世界大戦中、満州で暮らしていましたが、終戦後に日本に引き揚げ、1995年9月に死亡しました。Dは、A名義の自宅ほか数筆の不動産を相続したいと思っていますが、異母姉であるB女とC女の2名は、中国で残留孤児になっており、Bは「M」、Cは「N」という別の氏名を有し、中国人として暮らしていました。福建省廈門市在住のCとは現在も交流がありますが、遼寧省瀋陽市で暮らしていたBは2003年頃に死亡したらしく、Bの子であるP男、Q女らとは連絡が途絶えていました。Dは、不動産の相続登記をするためには、自分の甥、姪になるP、Qらと姉Cを含めた遺産分割協議が必要であるとは知ってはいましたが、具体的にどう進めればよいかわからず悩んでいます。どうすればよいでしょうか。

Q 47 中国に帰国した相続人の戸籍収集や所在調査の方法 ……………194

Q 相談者E男の話は、「父A男は、母B女に先立たれ、5年前に

再婚した中国人C女と中古マンションで暮らしていました。先般Aが急死し、一連の法要も終わったので、姉D女と私で、相続の話合いをするため、Cに連絡しようとしたのですが、電話もつながりません。調べたところ、Cは公正証書遺言で相続したマンションを売却し、中国へ帰ってしまったらしく、謄本をとったら、すでに別人の名義になっていました。実家の土地、建物の相続もしなければならぬので、Cを探して協議したいのですが、私たちは中国に行ったこともなくて、どうすればよいかわかりません」というものでした。Aの遺品整理をしていたら、中国語の「結婚証」と「戸口簿」のコピーが出てきて、Cのかつての住所が、「黒龍江省哈爾濱（ハルビン）市〇〇街」というところまでは判明したのですが、どのようにしてCを捜索すればよいのでしょうか。

第4 台湾人

- Q 48 台湾人の相続に関する法律・法制度と留意点 ……………198
- Q 台湾人が被相続人・相続人の場合、法律上の留意点は何でしょうか。
- Q 49 台湾人の遺言に関する制度と留意点 ……………199
- Q 日本在住の台湾人は、日本の法に基づいて遺言を行うことができますか。
- Q 50 台湾人の相続と登記手続 ……………202
- Q 台湾在住であった台湾人が被相続人で、相続人は妻Aと娘Bで双方とも台湾人です。被相続人が所有していた日本の不動産をB名義に相続登記をしたいのですが、その場合はどのような手続になるのでしょうか。

第5 香港人

- Q 51 香港の相続制度と留意点 ……………213
- Q 香港における相続の準拠法決定においてどのような点に留意すべきでしょうか。
- Q 52 香港の遺言制度と留意点 ……………216
- Q 香港に財産を有する者が亡くなった場合、遺言の有無および

遺言執行者の指定の有無で相続手続はどう変わってくるのでしょうか。また、香港における一般的な遺言の方式の要件を教えてください。

- Q 53 香港の相続手続の流れと留意点 ……………219
- Q 相続が開始した場合、相続財産が分配されるまでの流れについて教えてください。

第6 フィリピン人

- Q 54 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法 ……………221
- Q フィリピン国籍のフィリピン人が日本に不動産を残して死亡した場合、相続に関する準拠法はどうなりますか。
- Q 55 遺言に関する制度と留意点 ……………224
- Q フィリピンにも遺言制度はありますか。また、相続制度はどのようなものですか。

第7 シンガポール人

- Q 56 シンガポールの相続に関する法律・法制度 ……………231
- Q シンガポール人の相続に関する法律・法制度はどうなっていますか。
- Q 57 シンガポールの遺言に関する制度 ……………232
- Q シンガポールには遺言に関する制度はありますか。
- Q 58 シンガポールの相続の手続 ……………233
- Q シンガポールの相続手続の流れはどうなりますか。

第8 インド人

- Q 59 相続に関する法律・法制度と留意点……………236
- Q 日本に財産を有するインド人が死亡した場合、どのような法律が適用されますか。
- Q 60 相続手続の流れと実務上の留意点 ……………242

Q インド人A（永住者）が遺言を残さずに死亡し、相続が発生しました。Aは、日本国内に居住用不動産、賃貸用不動産、預貯金、株という資産形成をしましたが、インド国内にも親から相続した不動産と預貯金があります。

Aは、転勤で日本に来た後、日本人Bと婚姻し、子C、Dを儲け（いずれも日本国籍）、永住の在留資格を取得しています。この場合、日本の相続手続においてどのような書類を揃えるべきでしょうか。

第9 オーストラリア人

Q 61 相続の準拠法245

Q オーストラリア人が、日本に財産を残して亡くなりました。どこの国の法律で相続手続をなすのでしょうか。

Q 62 遺言、相続に関する制度と留意点①246

Q 日本の不動産を所有するオーストラリア人が遺言書を残さず、オーストラリアで死亡した場合の相続手続はどうなりますか。

Q 63 遺言、相続に関する制度と留意点②248

Q 日本の不動産を所有するオーストラリア人がオーストラリア方式の遺言書を残して、オーストラリアで死亡した場合、相続手続等はどうなりますか。

Q 64 遺言、相続に関する制度と留意点③249

Q 日本の不動産を共有するオーストラリア人の1人が、オーストラリアで死亡した場合の相続手続はどのようになりますか。

第10 ドイツ人

Q 65 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法251

Q 日本に不動産を所有するドイツ人が死亡した場合、どのような法律が適用されますか。

Q 66 遺言に関する制度と留意点（有無・認証）256

Q ドイツにおける遺言に関する制度にはどのようなものがありますか。

Q 67 相続手続の流れと実務上の留意点260

Q 日本に不動産を有するドイツ人の相続手続に必要な書類等は
何ですか。

第11 フランス人

Q 68 相続に関する法律、法制度と留意点263

Q 日本に不動産を所有するフランス人が死亡した場合、どのよ
うな法律が適用されますか。

Q 69 身分を確認する書類271

Q 日本国籍の者がフランス人とフランス方式で婚姻したが、日
本の戸籍に婚姻の旨、当該婚姻の間に子供が記載されていない
場合、婚姻の事実、子の有無を確認するには、どのような書類
を確認すべきでしょうか。

第12 メキシコ人

Q 70 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法276

Q メキシコ人の相続の準拠法を教えてください。

Q 71 相続人および相続分278

Q メキシコのチワワ州に住んでいて、ドミサイルがあるメキシ
コ国籍の被相続人は、日本に不動産をもっていました。遺言
を残さず死亡しました。生存する親族は、配偶者、子供2人で、
親と兄弟もいます。相続人は誰で、それぞれの相続分はどうな
りますか。

第13 アメリカ人

I ハワイ州

Q 72 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法282

Q ハワイ州在住のアメリカ人が日本に財産を遺して亡くなった場合、相続の準拠法はどうなりますか。

Q 73 遺言に関する制度と留意点（有無・認証）……………284

Q ハワイ州在住のアメリカ人である母が、ハワイ州公証人の認証による遺言を残して亡くなりました。遺言書の中で、日本にある母名義の不動産を長男である私に相続させるとありますが、このハワイ州の方式による遺言公正証書は日本での相続登記手続で使えるでしょうか。

II カリフォルニア州

Q 74 相続に関する法律・法制度と留意点——相続の準拠法……………288

Q ①カリフォルニア州に不動産と銀行預金を有する日本人が死亡しました。その相続の準拠法はどのようになるのでしょうか。この被相続人たる日本人が死亡時において、②日本を住所地とする場合と③移住してカリフォルニア州に永住している場合とで違いはありますか。

②日本に不動産と銀行預金を有するアメリカ人が死亡しました。その相続の準拠法はどのようになるのでしょうか。この被相続人たるアメリカ人が死亡時において、③カリフォルニア州を住所地とする場合と④移住して日本に永住している場合とで違いはありますか。

Q 75 遺言に関する制度と留意点……………303

Q ①Q74①の場合、日本の民法に定める方式の遺言書は、カリフォルニア州において有効でしょうか。

②Q74②の場合、カリフォルニア州法に基づく遺言により、日本不動産の所有権移転登記ができますか。

Q 76 相続手続の流れと実務上の留意点……………307

Q カリフォルニア州法に基づく信託宣言証書（declaration of trust）による日本不動産の所有権移転登記は可能でしょうか。

Q 77 カリフォルニア州における法定後見制度（Probate

Conservatorships in California）……………325

Q 日本在住の日本人に相続が開始しましたが、法定相続人のうち米国カリフォルニア州在住の米国籍の姉が1人います。この

目 次

姉は重度の認知症を患っており、意思能力が欠如しているため、遺産分割協議を行うにあたり成年後見人を選任する必要があります。カリフォルニア州法の成年後見法はどのような制度でどのような手続をするのでしょうか。